

## 令和7年度池田町教育委員会教育行政執行方針

令和7年第1回池田町議会定例会第1回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

### I はじめに

今日、少子化や人口減少が進む中、将来にわたって活気あふれる地域社会の実現に向けて必要とされるのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材の育成が求められています。

こうした中、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識しながら、異なる価値観を持つ多様な人々と当事者意識を持って対話を行い、問題を発見・解決できる「社会の創り手」の育成に向けて、教育の果たすべき役割は、これまで以上に大きくなっています。

### II 教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に向き合いながら、未来を切り拓いていく力を身に付けていくことができるよう、池田町教育ビジョンに示す「進取」、「ふるさと」、「共生」の基本理念の下、義務教育修了時15歳の目指す子ども像の実現に向けて、予測が困難な時代においても変わることのない教育の「不易」を普遍的な使命としつつ、時代とともに変化する「流行」を的確に捉えながら教育活動を推進します。

### III 重点政策の展開

次に、教育行政に臨む基本姿勢を踏まえた令和7年度の重点政策について、申し上げます。

#### 1 子どもたち一人一人のよさや可能性を引き出す教育の推進

第一は、「子どもたち一人一人のよさや可能性を引き出す教育の推進」です。

子どもたちが、生涯にわたって自立して生き抜いていくため、変化が激しい時代の中にあっても通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、多様な人々との協働を促していく教育の充実が重要です。

このため、学校における指導体制の充実に向けて、小・中学校で町独自の学級編制を実施するとともに、教員加配による小学校高学年での教科担任制の導入や中学校の習熟度別指導をはじめ、臨時教員等も活用しながら学習面・生活面などへのきめ細かな指導に取り組みます。

また、「全国学力・学習状況調査」の結果から、本町の子どもたちの学力は改善傾向にありますが、年度ごとの結果に差異があることから、分析・検証を学校全体で共有し、ICT等も活用し子どもたち一人一人の特性や学習進度等に応じた「個別最適な学び」や同じ環境の中でお互いの考え方等に触れ刺激し合うことで深まる「協働的な学び」を組み合わせた教育活動に取り組みます。

さらに、調査結果から「自己肯定感」や「自己有用感」、「将来への夢や目標を持っている」等については低い傾向にあることから、道徳教育の充実をはじめ、各教科横断的な取組を進めるとともに、小・中学校の共通の学びの重点である「考える」、「伝える」、「関わる」の定着に向けて、様々な場面において創意工夫した教育活動を実践します。

特別な配慮を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえ、「個別の教育支援計画」の活用を図るとともに、管理職員や特別支援教育コーディネーター等を中心とした校内支援体制の充実を図ります。

子どもたちの体力・運動能力・運動習慣等については、全国調査や学校独自に実施する新体力テストの調査結果を分析・検証し、運動やスポーツを通じて体力等の向上を図る授業改善に取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育指導に取り組むとともに、地元食材も活かした安全・安心な学校給食の提供を通して子どもたちの健やかな成長を支えます。

## 2 学びを保障し質を高める環境づくり

第二は、「学びを保障し質を高める環境づくり」です。

子どもたちが、義務教育9年間を通して安心して学びをつないでいく中で、社会で求められる資質・能力を身に付け、自身の存在意義を自覚しながら現在から将来に向けた自己実現を図っていくことができる環境づくりが重要です。

このため、義務教育9年間を見通した教育活動の実践に向けて、小中一貫教育を導入し推進します。

また、ICTに関する専門的知識を持った技術者の活用を図り、一人一台端末の効果的利用による興味・関心を高める授業改善に取り組むほか、生活リズムの改善に向けた啓発等を行い、課題となっている家庭での学習時間の確保を図ります。

いじめについては、全国調査において「いじめはどんな理由があってもいけない」と考える児童生徒の割合が低い傾向にあることを踏まえ、「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制等の充実を図ることはもとより、児童理解交流会や生徒指導交流会、進路指導等を通じて、望ましい人間関係を築いていく生徒指導に取り組みます。

児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に対しては、学校と家庭等の連携を十分に図ることはもとより、ICT等も活用しながら健やかな学びの保障に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員を活用した相談体制の充実に取り組むほか、関係機関等との連携も緊密に図り適切に対応します。

フッ化物洗口については、むし歯予防手段としての安全性等に対する保護者の皆様の理解を得ながら多くの児童の参加に努めるとともに、専門家の指導による円滑な実施に努めます。

学校における働き方改革については、着実に取組が進められているものの、「池田町アクション・プラン」に定める月45時間を超える時間外在校等時間の教員もいることから、「学校における働き方改革推進委員会」における情報共有を図り検証を行った上で、不断の取組を進めます。

また、教職員が健康で教育活動に専念できるよう、ストレスチェックへの参加率100%を目指します。

学校部活動については、「池田町学校部活動地域移行検討協議会」での議論を踏まえ、引き続き、地域の実情に応じ子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な活動の在り方の検討を進めるほか、他町との合同部活動の円滑な実施を支援します。

教育活動の良好な環境づくりに向けては、必要な施設整備に取り組むとともに、物価高騰の影響により経費が増加している修学旅行の実施について、保護者負担の軽減を図る観点から支援方策を検討します。

「池田町教育ビジョン」の実現に向け、令和8年度から5ケ年となる「第6次池田町教育基本計画」を策定します。

### 3 地域と歩む持続可能な教育の推進

第三は、「地域と歩む持続可能な教育の推進」です。

地域の教育力を取り入れ、学校や家庭、行政が一体となり、子どもたちの発達段階における課題解決を図ることにより、学びの場を地域社会にも広げながら、子どもたちの成長を支える仕組みづくりが大切です。

このため、「コミュニティ・スクール」については、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映し、地域の教育資源を活用しながら、教育活動への一層効果的な取組を推進します。

また、小学校において、地域の方々の協力を得て稲作体験学習や森林体験学習などに取り組み、ふるさとの産業や豊かな自然環境等を学ぶ機会の充実に努めます。

沖縄県読谷村への小学生道外派遣研修事業を通して、歴史・文化や気候風土等の異なる地域を訪れ、ふるさとの良さの再発見や我が国の歩んできた歴史、平和の大切さなどを学習する機会を提供します。

小学生に対する「わんぱく体験塾」や「通学合宿」については、多くの子どもたちが交流できる場となるよう取り組むほか、スポーツ活動や体験学習を行う「放課後子ども教室」、地域のボランティア等の協力による「学び塾」を実施します。

大規模な施設整備が完了した田園ホールについては、子どもたちをはじめ、町民の皆様の文化芸術への関心を高め、豊かで潤いのある生活の充実に向けて、指定管理者とも連携しながら一層の文化芸術の振興に努めるほか、利用する方々の視点に立った運営や活動の場づくりなど効果的な活用を図ります。

町民の皆様が豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりや生涯を通じて学ぼうとする意欲に応えるため、手軽に本に親しむことができる「電子図書館」の一層の活用を図るとともに、利用する方々からのご意見等を活かした図書館運営に努めます。

子どもたちが読書に親しみ、感性や表現力、豊かな創造力等が身に付くよう、「第4次池田町子ども読書活動推進計画」を策定します。

町民文化誌「ふんべ」については、円滑な発刊に向けて、編集体制を支援します。

カーリングについては、施設の適切な維持管理に努めるとともに、関係者の協力を得て授業での競技体験や子どもカーリング大会等を計画します。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、引き続き、利用者目線に立った環境づくりに取り組むほか、新たに供用開始となる池田中学校テニスコートについては、一般開放に当たり利用する方々とも協議しながら効果的な運用を図ります。

学校プールについては、一般開放により町民の皆様が水に親しめる場を提供するほか、幼児・小学生・大人を対象にした水泳教室を実施します。

生涯にわたり、それぞれの興味や目的に応じてスポーツに親しみながら健康の保持や体力向上、協働意識の醸成等に向けて、スポーツ施設を活用した各種大会を開催します。

町民の共有財産・知的資産である池田町郷土資料館については、健全な維持管理に向け施設の改修を実施するとともに、子どもたちがふるさとの歴史や伝統芸能に触れることのできる施設として授業での活用等を図るほか、

特別展の開催を検討するなど利用促進に取り組みます。

「遊ゆう大学」については、在校生からのご意見等も踏まえた講師選定を含め授業内容を工夫するほか、入学対象となる方々へのアンケート等も参考にしながら、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実を図ります。

以上、令和7年度に取組を進める重点政策について申し上げます。

#### IV むすび

子どもたちが、教育活動の場やスポーツ・文化芸術活動において、元気に生き生きと活躍する姿は、地域に喜びと活力を与え、未来への明るい兆しを予感させてくれます。

一方で、子どもたちを取り巻く課題は、複雑化・多様化し、困難性が高まり、これまで学校で培ってきた知識や経験値で解決することは難しい時代になっています。

今こそ、従来からの小学校や中学校の枠組みにとらわれず、一つの学校組織の下で、教職員一丸となって地域の教育力と連携・協働しながら、義務教育修了時15歳の目指す子ども像を共有し、その実現に向けて着実に歩みを進めていかなければなりません。

教育委員会としては、「教育の営みのすべては子どもたちのためにある」との思いの下、子どもたちが成長していく過程に責任と使命を持ち、今日的な課題への対応はもとより、将来を見据え、北海道で初めての教育モデルとなる施設分離型義務教育学校の令和10年度の開校に向け、設置ビジョンを策定し取組を進めます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。